

消費者庁について

- ・ 「整備法」により消費者庁が所管する関係法律について 14
- ・ 消費者庁所管法律の所管関係の整理 15
- ・ 千葉県情報の集約・分析等フロー図 17

「整備法」により消費者庁が所管する関係法律について

(参考)

所管の対象 = 消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律(消費者に身近な法律)を所管。
(他の法律分野についても、「消費者安全法」による措置要求等で対応。)

所管の形態 = 行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用。消費者庁の主導の下、効率的に法執行。二重行政を回避。



表示関係 (景表法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、品表法 等)

- ◎ 消費者庁が、表示基準を策定。これを遵守させるための命令は、消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施。
- ◎ 立入検査、行政指導は、公取、農水省、経産省、厚労省に行わせるが、必要な消費者庁への通知を義務づけ。(必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査を実施。)

取引関係 (特定商取引法、特定電子メール法、預託法)

- ◎ 消費者庁が、企画立案を担うとともに、自ら、立入検査、命令を行う。
- ◎ 特に、消費者トラブルの多い特定商取引法については、執行体制を経産省から消費者庁に移管し、地方の経済産業局を直接に消費者庁が指揮監督することにより、実質的に執行体制を一元化。

業法関係 (貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法)

- ◎ 消費者庁が、行為規制について、企画立案を担う。
- ◎ 消費者庁は、業所管大臣の行う処分に関し、協議を受け、必要な意見を述べる。意見を述べるため必要な立入検査は消費者庁が行う。二重行政を回避しつつ、消費者の目線を反映。

安全関係 (消費生活用製品安全法、有害物質含有家庭用品規制法、食品衛生法、食品安全基本法)

- ◎ 安全基準の策定は、各省の専門性を活用し、消費者庁が協議を受けることで、消費者の目線を反映。
- ◎ 消費生活用製品安全法の重大事故報告制度は、消費者庁が所管し、迅速に事故情報を公表。
- ◎ 食品安全基本法に基づき、食品安全行政の基本方針を消費者庁が所管し、司令塔として機能。

その他関係 (製造物責任法、消費者契約法、公益通報者保護法 等)

- ◎ 消費者庁が企画立案を担うことにより、消費者利益の擁護及び増進を実効的に図る。

消費者庁所管法律の所管関係の整理

1. 消費者安全法	法律全体を所管
2. 景品表示法	法律全体を所管
3. JAS法	法律の一部を専管。品質表示基準の策定及びその執行を所管
4. 食品衛生法	<p>(表示関係)</p> <p>法律の一部を専管。食品等に係る表示基準の策定を所管。 また、虚偽の表示・広告等の違反(第20条)について、廃棄・危害除去等の命令、報告徴収・立検・収去の権限を有する。 厚生労働省と共同で国及び都道府県が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を定める。</p> <p>(安全基準関係)</p> <p>厚生労働省の行う食品等に係る安全基準の策定について協議を受ける。</p>
5. 健康増進法	<p>法律の一部を専管。特別用途表示の許可、栄養表示基準の策定、誇大表示の禁止事項の策定の権限を有する。 また、特別用途表示の違反には許可の取消、栄養表示基準の違反、誇大表示に係る勧告・措置命令、特別用途表示、栄養表示基準、誇大表示に関して検査・収去の権限を有する。</p>
6. 家庭用品品質表示法	法律全体を所管
7. 住宅品質確保法	法律の一部を共管。国土交通大臣と共同で日本住宅性能表示基準を策定。評価方法基準について意見を述べる。
8. 消費者契約法	法律全体を所管
9. 無限連鎖講防止法	法律の全部を共管。
10. 特定商品預託法	法律全体を所管
11. 電子消費者契約法	法律の一部を共管。特定の電子消費者契約に対する申し込み等について、民法第95条ただし書き(過失の場合に錯誤無効を主張できない旨の規定)を適用しない特例。)は、経済産業省と消費者庁の共管(第3条)。隔地者間の承諾の通知について、発信主義をとっている民法第526条などについて、適用しない特例。)は、経済産業省の専管(第4条)。
12. 特定商取引法	法律全体を共管。執行は消費者庁が一元的に行う。
13. 特定電子メール法	法律一部を共管。電気通信事業者の団体に対する指導及び助言、及び電気通信事業者に対し迷惑メールの送信者に係る情報の提供を求める権限以外は共管。
14. 金融商品販売法	法律の全部を共管
15. 出資法	法律の全部を共管
16. 貸金業法	<p>法律の一部を共管</p> <p>消費者利益の保護のための行為規制を共管。また、これに関し、業務改善命令、監督上の処分を行うに際して、消費者庁が事前協議を受け、意見を述べる権限と、この権限を行使するための検査権限を有する。</p>
17. 割賦販売法	<p>法律の一部を共管</p> <p>消費者利益の保護のための行為規制を共管。また、これに関し、業務改</p>

	善命令、監督上の処分を行うに際して、消費者庁が事前協議を受け、意見を述べる権限と、この権限を行使するための検査権限を有する。
18. 宅建業法	法律の一部を共管 消費者利益の保護のための行為規制を共管。また、これに関し、業務改善命令、監督上の処分を行うに際して、消費者庁が事前協議を受け、意見を述べる権限と、この権限を行使するための検査権限を有する。
19. 旅行業法	法律の一部を共管 消費者利益の保護のための行為規制を共管。また、これに関し、業務改善命令、監督上の処分を行うに際して、消費者庁が事前協議を受け、意見を述べる権限と、この権限を行使するための検査権限を有する。
20. 製造物責任法	法律全体を所管
21. 食品安全基本法	法律の一部を専管 法第11条から第20条により講じられる措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表に関する事項及びリスクコミュニケーションの調整を所管
22. 消費生活用製品安全法	(重大事故報告・公表制度) 法律の一部を専管 重大事故報告・公表制度を所管 (安全基準関係) 経済産業省の行う技術基準の策定について消費者庁は協議を受ける。
23. 有害物質規制法	法律の一部を共管 厚生労働省の行う安全基準の策定について消費者庁は協議を受ける。
24. 国民生活安定緊急措置法	法律全部を共管
25. 買占め及び売り惜しみ防止法	法律全部を共管
26. 物価統制令	法律全部を共管
27. 消費者基本法	法律全体を所管
28. 国民生活センター法	法律全体を所管
29. 個人情報保護法	法律全体を所管
30. 公益通報者保護法	法律全体を所管
31. 米トレーサビリティ法	法律の一部を共管。米穀事業者間又は一般消費者への指定米穀等に係る産地情報の伝達に係る規定及びこれらの規定に係る勧告、命令、報告徴収及び立入検査を所管。

消費者庁
情報の集約・分析等
各省庁への措置要求
すき間事案への対応
国民への注意喚起・公表

消防庁

警察庁

各省庁

厚生労働省

文部科学省

資料提供・
調査等依頼

資料提供・
調査等依頼

通知
(重大事故は直ちに)

通知
(重大事故は直ちに)

市町村

県

消
防

警
察

文化施設

学校

住宅

公園

福祉施設

その他相談窓口

消費生活相談窓口

.....

報告

消費者センター

県民生活課

衛生指導課

住宅課

公園緑地課

教育庁

病院局

保健所

県営住宅

県立公園

県立学校
教育機関

県立病院

.....